徹底 習を チェック

COMPLETE CHECK

刑法

遠藤聡太 小池信太郎 小地信太郎

Appendix

O2 故意に関する新最高裁判例(最判令和3·1·29) について

:第3講 故意 事例2(本書26~29頁)に関する補足

概要

本書第3講事例2で紙面の都合上取り上げることのできなかった最判令和3・1・29(令和2(あ)96,殺人,殺人未遂,傷害被告事件。以下,「本判例」とする)について紹介する。本判例は、行為が結果発生の高度の可能性を有していて行為者がそれを認識していたと評価された事案について未必の故意を認めたものである。したがって、未必の故意に関する学説によって結論が異なる事案に関する判例ではない。

説明

本件は、被告人が、車で通勤する同僚 A に睡眠導入剤をひそかに飲ませ車で運転するよう仕向けたことで、A が運転中に仮睡状態に陥り対向車線を進行する B 車と衝突し、A が死亡し B は傷害を負ったという事件(第1事件)、および、同僚 C と同人を迎えに来た夫 D に睡眠導入剤をひそかに飲ませ車で運転するよう仕向けたことで、第1事件と同様 D 車が対向車線を進行する E 車と衝突し、C・D・E が傷害を負ったという事件(第2事件)である。第1審(千葉地判平成30・12・4 裁判所 Web〔平成29(わ)2089〕)が5名全員に対する未必の殺意を認め殺人罪、殺人未遂罪の成立を認めたのに対し、控訴審(東京高判令和元・12・17 裁判所 Web〔平成31(う)21〕)は、第1審が A・C・D に対する未必の殺意を認めたことは結論として是認したものの、衝突した対向車を運転していた B・E に対する殺意を認めたことは是認できないとして、第1審判決を破棄し差し戻した。本判例は、第1審判決の判断に不合理な点があるとはいえないとして、控訴審判決を破棄した(控訴棄却)。

最判令和 3·1·29 (刑集 75-1-1, 裁判所 Web)

「第1審判決は、殺意の有無を検討するに当たり、巻き込まれた第三者を死亡させる事故を含むあらゆる態様の事故を引き起こす危険性の認識について説示している。このような説示では、被告人が死亡事故発生の危険性をどのように認識していたのかが明確にならず、いささか措辞不適切であるといわざるを得ない。しかし、判文全体を通覧すると、被告人の行為は、交通事故を引き起こす危険性が高い行為であり、事故の態様次第で A らのみならず事故の相手方を死亡させることも具体的に想定できる程度の危険性があると評価したものと解される。第1審判決は、その上で、被告人は、このような自己の行為の危険性を認識しながら A や D に運転を仕向けており、事故の相手方である B 及び E が死亡することもやむを得ないものとして認識・認容していたと判断したものと解するのが相当である。」

「原判決は、被告人の行為により事故の相手方が死亡する危険性は低かったとの評価を前提に、被告人には事故の相手方が死亡することを想起し難いというが、前提を異にする指摘である上、被告人は、ひそかに摂取させた睡眠導入剤の影響により A らが仮睡状態等に陥っているのを現に目撃し、また、第1事件の前には上記影響により A が本件物損事故を引き起こしたこと及び第2事件の前には第1事件で A が死亡したことをそれぞれ認識していたのであり、各事件現場付近の道路交通の状況(証拠によれば、一定の交通量があったと認められる。)も知っていたのであるから、自己の行為の危険性を十分認識していたということができ、交通事故の態様次第では事故の相手方が死亡することも想定しており、B 及び E はその想定の範囲内に含まれていたというべきである。したがって、B 及び E に対する未必の殺意を認めた第1審判決の判断に不合理な点があるとはいえない。」

第1審と控訴審の結論の違いが生じた実質的理由は、被告人の行為による死亡結果発生の危険性の評価の違いにある。控訴審は、被告人の行為は殺人罪の実行行為に該当するが死亡の危険性は高いとは言えず、そのような実行行為による人の死亡の危険性を単に認識しただけでは故意を認めるのに足りないとしたのに対し、第1審は、行為に死亡結果発生の高度の危険性があり被告人がそのことを認識していた以上未必の故意があると評価し、本判例もそれが不合理ではないとした。後者の危険性評価を前提とすれば、本件は、「どの見解からも未必

1

の故意が認められる」事案であり、本判例は第1審の「認識・認容」という表現を引用してはいるものの、認識説と認容説のどちらからでも説明は可能である。一方で、控訴審が前提としたような危険性が高いとは言えない類型の場合(本書 27 頁の 2 つ目の * 参照)に、どのように未必の故意の有無を判断するかは明らかではない。

本件事案における具体的な故意の認定について、本判例は、第1審による「あらゆる態様の事故を引き起こす危険性の認識」では、死亡事故発生の危険性をどのように認識していたのかが明確ではないとして、「〔交通〕事故の態様次第で……事故の相手方を死亡させることも具体的に想定できる程度の危険性」とその認識に修正した。また、被告人が自己の行為の危険性を十分に認識していたことの根拠として、過去に同様の手段で運転者に衝突事故を引き起こさせたことの認識、および、現場の道路交通の状況を知っていたことを挙げている。以上の点は、行為の死亡結果発生の高度の危険性とその認識の有無を判断する際の参考となるであろう。

なお、 $A \cdot C \cdot D$ に対する殺意が認められるのであれば、 $B \cdot E$ に対しては方法の錯誤の事例として法定的符合説により殺人罪、殺人未遂罪を成立させうるが、 $B \cdot E$ に対する未必の殺意の有無を先に検討すべきであり、それが認められる以上は錯誤の問題に立ち入る必要はない(本書 30 頁の 2 つ目の * 参照。もちろん、行為者にとって予想外の客体についても無理に未必の故意を検討すべきであるという趣旨ではない)。

また、本件は、結果を発生させる行為として、被告人の行為と運転者(被害者であり、対向車の運転者との関係では第三者でもある)の行為を併せて検討する必要があるため、間接正犯の問題がある(第 14 講事例 1・事例 2 参照)。さらに、被告人の行為自体についても、運転を仕向けた行為のみが実行行為なのか、睡眠導入剤を飲ませた行為も実行行為に含むのかという問題があり、運転を仕向ける前に犯行が失敗に終わったり、予想外に死亡結果が発生した場合などに論点として顕在化する(第 12 講事例 2 参照)。

品田智史